

# 改葬手続きについて

	手続きの流れ	手続きの概要	
現在遺骨のある市区町村での手続き		①改葬許可申請書の入手	<p>現在遺骨が埋蔵・収蔵されている市区町村の墓地担当の窓口にお問い合わせいただき、改葬許可申請書を入手してください。</p> <p>※改葬許可証を発行するときに必要な書類がありますので、必ずお問合せください。</p>
		②墓地・納骨堂の管理者の証明	<p>改葬許可申請書に必要事項を記入し、墓地・納骨堂の管理者から改葬申請書(別様式の場合も有)に証明を受けてください。</p>
		③改葬許可証の発行	<p>墓地・納骨堂の管理者に証明を受けた書類と改葬許可証発行に必要な書類を持参し、市区町村の窓口で改葬許可証の発行を受けます。</p>
知多市での手続き		④埋蔵届の提出	<p>知多市役所環境政策課に、埋蔵届を提出 (埋蔵届の様式は、知多市のホームページ及び、環境政策課の窓口にあります。)</p> <p>※埋蔵届には、埋蔵日・宗教上のおくり名(戒名)等を記入する箇所がありますので、確認してきてください。(おくり名がない場合は不要) また、埋蔵日が決まっていないと埋蔵届を受け付けることができませんので、必ず埋蔵日が決まってから届出をしてください。</p> <p><b>持ってきていただくもの</b> 改葬許可証・知多墓園墓所利用許可証・印鑑(認印)</p>
		⑤利用許可証の記入・返却	<p>知多墓園墓所利用許可証の埋蔵の記録に記載し、お返しします。 埋蔵する人数が多い時は、後日、自宅に郵送させていただく場合もあります。</p> <p>※利用許可証は今後も使用しますので、大切に保管しておいてください。</p>
		⑥埋蔵	<p>予めお寺や石材店等と決めた日に知多墓園に埋蔵してください。</p>